

介護保険情報誌

みんなの

介護保険



平成21年度から要介護認定の方法について見直しが行われていましたが、今般再度の見直しが行われることとなりました。また、介護サービス利用者の負担軽減策が追加され、新たに「高額医療・高額介護合算制度」がスタートしています。

今号では、これらについてお知らせします。

また、平成20年度の決算についてお知らせいたします。

■地域のデータ (H21.9.30現在)

総人口

122,391人

世帯数

44,271世帯

65歳以上人口

25,727人

高齢化率

21.02%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.11
2009.10

平成21年4月から9月末までに 新規に要介護認定申請をされた皆さまへ

平成21年4月から「最新の介護の手間を反映させること」「できるだけ認定結果のバラツキを是正すること」を目的として要介護認定の方法が見直されていましたが、厚生労働省により設置された『要介護認定の見直しに係る検証・検討会』において、その見直しによる影響について検証が行われました。

その結果、認定のバラツキは是正されているものの、見直し前の認定結果に比べ非該当及び軽度者の割合が増加していることが明らかになったことから、今年10月1日から新たに認定方法が見直されることになりました。

これに伴い、平成21年4月1日以降に**新規に要介護認定を申請された方**について、「非該当」とされた方や「認定された要介護度が実情と一致しない」と思われる方については、**10月以降に再度、申請を行っていただくことにより10月以降の新たな認定方法により要介護状態区分が決定されます。**

この結果、平成21年4月から9月に新規に要介護認定を申請された方で…

非該当と判定された方

実情と一致していないと思われる場合は、再申請を行うことができます。
(必ず認定されることを保証するものではなく、再度「非該当」となる場合もあります。)

要支援1・2又は要介護1～5と判定された方

その判定された要介護度が実情と一致していないと思われる場合は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。

(区分変更申請は、必ず希望どおりの要介護度で認定されることを保証するものではなく、再度同じ要介護度や判定結果を下回る結果や軽度者については「非該当」となる場合もあります。)

※なお、平成21年4月以降に更新及び区分変更申請をされた方についても、認定された要介護度が実情と一致しなくなった場合には、これまでどおり認定期間の終了前であっても、区分変更申請を行うことができます。

高額医療・高額介護合算制度が始まっています!

～安心して医療や介護が受けられるよう負担軽減制度が充実～

現在“医療保険の診療代”や“介護保険サービスの利用料”が自己負担限度額(1ヶ月単位)を超えた時は、その超えた部分を「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給する制度がありますが、これに加え高額療養費や高額介護サービス費を支給しても、なお残る自己負担を合算して更に療養費やサービス費を支給する「高額医療・高額介護合算制度」が創設されました。

支給要件は

各医療保険における世帯内で、医療及び介護の両制度ともに自己負担額を有する世帯が対象となります。※医療と介護の両方に支払いがある場合のみ対象

世帯(医療保険の世帯)が1年間に支払った医療費及び介護サービス費の自己負担金額(1ヶ月の自己負担限度額を超えた月は自己負担限度額までの金額)の合計が、下表を超えた時は、申請により超えた金額を支給します。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月は下表のとおりです。

所得区分	所得要件	後期高齢者医療保険 + 介護保険 (75歳以上の方)	国民健康保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)
上位所得者	基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯など	890,000円	890,000円	1,680,000円
現役並み所得者	同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方			
一般	所得要件の欄に該当する事項の無い方	750,000円	750,000円	890,000円
所得区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方	410,000円	410,000円	450,000円
所得区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で所得金額0円の方(年金受給額80万円以下の方)	250,000円	250,000円	

支給対象者は

国民健康保険については、世帯主に支給します。それ以外の保険については、被保険者ごとに支給します。

合算対象期間は

毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヶ月です。ただし、この制度は平成20年4月1日から制度化されたため、初年度に当たる平成21年度申請分のみ平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヶ月間が合算対象期間となります。平成22年度以降の申請については12ヶ月分となり、自己負担限度額についても別に定められています。

支給申請手続きは

支給申請は、毎年7月31日現在に加入している「医療保険（後期高齢者医療保険・国民健康保険・会社の健康保険など）」に申請してください。

支給の対象となる方へ ～お知らせと申請手続きの方法について～

支給の対象となる被保険者の方には、**平成21年12月以降**に郵送でお知らせいたします。お知らせが届いた場合は、お住まいの市町の国民健康保険・後期高齢者医療保険窓口へ申請してください。

ただし、次のいずれかに該当する方には、申請の対象となるお知らせが届かない場合がありますのでご注意ください。

平成20年4月から平成21年7月までの間に…

- ① 市町村を越えて転居された方
- ② 他の医療保険から国民健康保険又は後期高齢者医療保険に移った方

支給要件を参考にして支給の対象となるかどうか確認していただき、具体的な手続きや不明な点は下記までお問い合わせください。

◆◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆◆

鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市役所	国保年金課	☎0942-85-3582(直通)
基山町にお住まいの方	基山町役場	健康福祉課	☎0942-92-7934(直通)
上峰町にお住まいの方	上峰町役場	健康増進課	☎0952-52-2181(代表)
みやき町にお住まいの方	みやき町役場	保健課	☎0942-94-5721(直通)
介護に関するお問い合わせは、鳥栖地区広域市町村圏組合			
介護保険課給付係 ☎0942-81-3315(代表)			

制度上の注意点

- ① 世帯で医療、介護のいずれかの負担額が無い場合は、支給対象とはなりません。
- ② 支給基準額が 500 円と設定されているため、世帯の総支給額が 500 円に満たない場合は、払い戻しは行われません。(500 円を超える場合に、500 円を含む額が支給されます。)
- ③ 特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費や差額ベッド代など、保険外費用は合算の対象とはなりません。

重要 1

- (1) 医療保険に支給申請をする際、原則として介護分の自己負担額証明書の添付が必要となりますが、当組合管内(鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町)にお住まいの方で**国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度に加入されている方のみ、自己負担額証明書の添付は必要ありません。**

ただし、計算期間に 2 つ以上の医療保険制度へ加入した期間がある場合や当組合以外の介護保険へ加入した期間がある場合は、それぞれの保険者に自己負担額証明書を申請してください。

- (2) 被用者保険(社会保険・共済保険など)に加入されている方は、介護分の自己負担額証明書の添付が必要となりますが、被用者保険の方も、直接お住まいの市町医療保険窓口へお越しください。医療保険窓口で申請受付後、当組合介護保険課に回送され、後日当組合介護保険課から郵送にて自己負担額証明書を送付いたします。

重要 2

- (3) 一部の社会保険・共済保険では「高額医療・高額介護合算制度」の申請受付が開始されていますが、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の自己負担額証明書は、サービス利用請求等の関係からその額が確定しなければ発行できませんので、会社等への提出はしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。証明書の発行開始は 12 月以降を予定しています。

医療保険及び介護保険とも 11 月以降に自己負担額が確定しますので、当組合管内(鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町)にお住まいの被保険者の方の申請受付は、12 月 1 日から行います。(支給開始は 1 月以降を予定)

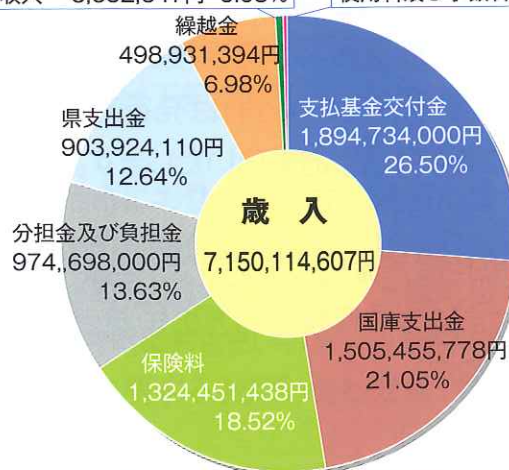
平成20年度 介護保険会計決算報告

【歳入】

歳入区分	予算現額①	収入済額②	予算に対する収入の割合②/①(%)	収入済額の構成割合
保険料 ※第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料です	1,197,651,000円	1,324,451,438円	110.59%	18.52%
分担金及び負担金 ※1市3町からの負担金です	974,698,000円	974,698,000円	100.00%	13.63%
使用料及び手数料 ※滞納者に係る督促手数料等です	2,000円	374,200円	18710.00%	0.01%
国庫支出金 ※保険給付や地域支援事業に係る国の負担金等です	1,500,987,000円	1,505,455,778円	100.30%	21.05%
支払基金交付金 ※第2号被保険者(40～64歳までの方)が医療保険料として一括徴収された分から交付されています	1,897,825,000円	1,894,734,000円	99.84%	26.50%
県支出金 ※保険給付や地域支援事業に係る県の負担金等です	908,650,000円	903,924,110円	99.48%	12.64%
財産収入 ※本組合が有する基金の運用利子です	3,000円	2,328,129円	77604.30%	0.03%
繰入金 ※本組合が有する基金からの繰入金です	43,774,000円	39,564,911円	90.38%	0.55%
繰越金 ※前年度からの繰越金です	498,931,000円	498,931,394円	100.00%	6.98%
諸収入 ※介護給付費の返納金、本組合が受託した業務に係る収入等です	3,691,000円	5,652,647円	153.15%	0.08%
合 計	7,026,212,000円	7,150,114,607円	101.76%	100.00%

※収入割合及び構成割合は小数第三位を四捨五入しているため算定が合わないことがあります。

繰入金 39,564,911円 0.55%
諸収入 5,652,647円 0.08%
繰越金 498,931,394円 6.98%
支払基金交付金 1,894,734,000円 26.50%
国庫支出金 1,505,455,778円 21.05%
県支出金 903,924,110円 12.64%
分担金及び負担金 974,698,000円 13.63%
保険料 1,324,451,438円 18.52%
使用料及び手数料 374,200円 0.01%
財産収入 2,328,129円 0.03%



介護保険法の規定に基づき、国・県や支払基金から受ける負担金等の割合は、歳入全体の60.19%を占めています。

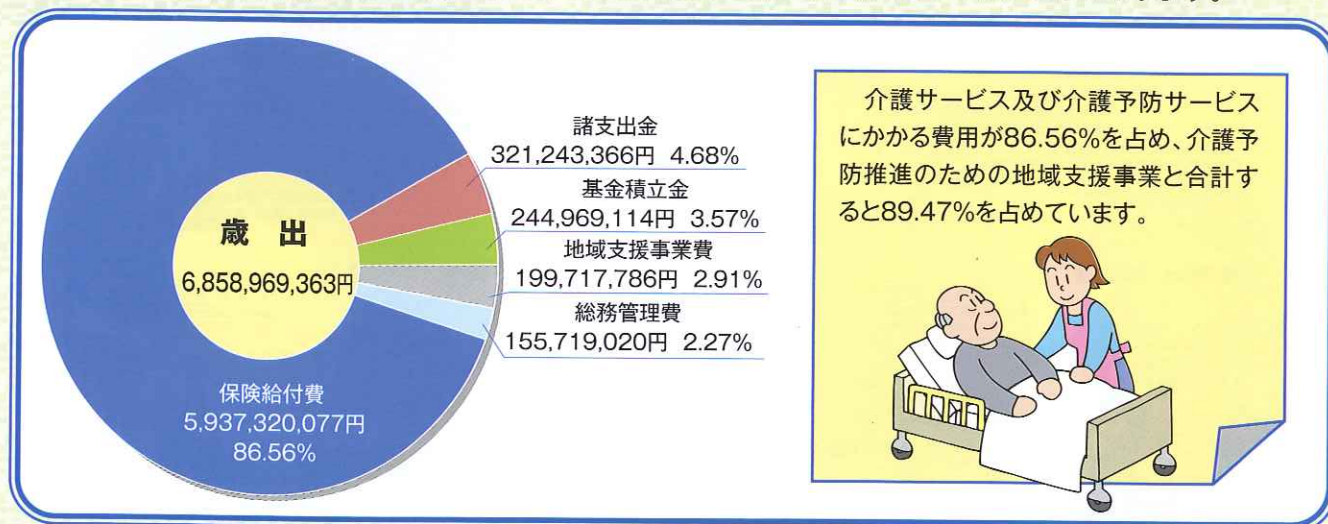
また、皆さまから納付していただきました保険料は歳入全体の18.52%となりました。

国庫支出金の中には介護従事者処遇改善臨時特例交付金63,700,000円が含まれており、平成21～23年度までの保険料軽減のために充てられます。

【歳出】

歳 出 区 分	予算現額①	支出済額②	予算に対する 支出の割合 ②/①(%)	支出済額の 構成割合
総務管理費 ※本組合の運営に必要な費用、要介護認定に係る事務費 等です	160,497,000円	155,719,020円	97.02%	2.27%
保険給付費 ※要介護(要支援)認定者が介護サービスを受けた時に事 業所に支払われる費用です	6,049,395,000円	5,937,320,077円	98.15%	86.56%
地域支援事業費 ※主に介護予防推進に係る事業費です	200,492,000円	199,717,786円	99.61%	2.91%
基金積立金 ※介護保険の円滑な運営に必要な基金の積立金です	244,971,000円	244,969,114円	100.00%	3.57%
公債費 ※借入をした時に支払う利子です	1,000円	0円	0.00%	0.00%
諸支出金 ※国・県等への介護給付費負担金の返還金です	321,790,000円	321,243,366円	99.83%	4.68%
予備費 ※予算外の支出等に対応するための費用です	49,066,000円	0円	0.00%	0.00%
合 計	7,026,212,000円	6,858,969,363円	97.62%	100.00%

※支出割合及び構成割合は小数第三位を四捨五入しているため算定が合わないことがあります。



基金積立金(歳出)の内訳は、介護給付費準備基金、介護保険円滑運営基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立金で、主に皆さまから納付していただく保険料の引き下げに充てられます。平成20年度決算で保険料に充てた基金は、介護給付費準備基金から18,588,116円でしたが、平成21年度では介護給付費準備基金から151,297,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から18,807,000円を繰り入れて、保険料に充当することとしています。

なお介護従事者処遇改善臨時特例基金は、平成20年度末に国から交付された交付金を積み立てたもので、介護従事者に係る報酬の引き上げに伴い上昇した保険料(平成21～23年度分)を引き下げるために使われます。

介護保険料に係る通知等を一新します

介護保険課では、12月1日から皆さまの利便性向上のため介護保険料に係る通知書等を変更することとしました。

具体的には、皆さまにお送りしている帳票やお知らせについて、納入通知書を除きすべてA4サイズとし、ハガキ形式の督促状を廃止することとしました。これまでは、督促状のみの送付としていたため、納付していただく場合はお手持ちの納入通知書で納付していただくか、納入通知書が無い場合は、介護保険課に再発行の連絡が必要でしたが、今回納入通知書付き督促状（封書）とするなど効率化と利便性の向上を図ります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

万一、送付された通知書等に不審に思われた場合は、介護保険課までご連絡くださいますようお願いいたします。

【新しくなった督促状】

***** 様

【延滞金の計算】
納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年利率14.6%の割合（納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間は日数に応じ、介護保険条例附則第7条に定める割合）で計算した額の延滞金を徴収します。ただし延滞金に100円未満の端数があるときは又は、1000円未満のときは徴収しません。

【注意】
督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの保険料に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。特別な事情で納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

介護保険料 督促状

この督促状が到着する前に納付していただいている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

被保険者番号 *****

被保険者氏名 ***** 様

平成21年度 第***期	(納期限) 平成**年**月**日
(保険料額) 9,700 円	(督促手数料) 100 円
(延滞金) 左に記載した割合で計算した額	

上記のとおり未納となっていますので、至急納付してください。納付書は、下の部分を切り取ってご使用ください。

平成**年**月**日

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
管理者 橋本 康志

介護保険料 領収証書

01760-0-960756番
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
TEL 0942-81-3315

***** 様

この領収証は収納機関の領収日印によって効力を発します。下記納期限内に納めて下さい。

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
下記のとおり領収しました。

被保険者番号 *****	保険料額 円	納期限
*****	9,700	平成**年**月**日
*****	督促手数料 円	
*****	100	
*****	延滞金 円	
*****	収納額計 円	
*****	9,800	

領収日付印

(本人控) この領収証は2年間保管してください

介護保険料 納付書

01760-0-960756番
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

平成21年度 第***期

***** 様納

被保険者番号 *****	保険料額 円	納期限
*****	9,700	平成**年**月**日
*****	督促手数料 円	
*****	100	
*****	延滞金 円	
*****	収納額計 円	
*****	9,800	

領収日付印

(金融機関控)

介護保険料 納付済通知書

01760-0-960756番
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

平成21年度 第***期

***** 様納

被保険者番号 *****	保険料額 円	納期限
*****	9,700	平成**年**月**日
*****	督促手数料 円	
*****	100	
*****	延滞金 円	
*****	収納額計 円	
*****	9,800	

領収日付印

(市町村控)

本書のとおり領収しましたので通知します。

指定金融機関・収納代理金融機関
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

取りまとめ窓
〒812-8794
ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター

受付局→取りまとめ局→鳥栖地区広域市町村圏組合

■お問い合わせは / 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316